

平成28年度 特別養護老人ホームサービス区分事業計画

1. 施設の理念

- ・利用者と一緒に“生活の場”を築きます
- ・その人らしさを大切に“個別ケア”を実践します
- ・“地域社会から信頼される施設”を目指します

2. 施設運営の基本方針

当施設は、施設サービス計画に基づき、居宅における生活への復帰を念頭において、入浴、排泄、食事の介護、栄養管理、個別機能訓練、健康管理及び療養上の援助を行うことにより、利用者が安心して日常生活を営むことができるようにすることを目指すものとする。

事業の推進にあたっては、次の事項を重点に運営することとする。

- (1) 生命の安全を確保する
- (2) 心身の健康と機能の維持・向上を図る
- (3) 快適な生活環境を整える
- (4) 要介護状態等に応じたサービスの充実・提供を図る
- (5) 自己決定の尊重と支援
- (6) 家族及び地域との連携

3. 事業実施計画

(1) 対象者

要介護認定において、要介護3～5と認定された者及び、要介護1又は2と認定された者であって特例入所の要件に該当する者

(2) 定員

入所定員100名

(3) 事業内容

① 管理運営関係

ア ㊦施設・設備・備品整備

ア) 電気設備更新工事

イ) 外壁・バルコニー防水補修工事

ウ) カードキーシステム改修工事

エ) 温冷配膳車更新

オ) 機械浴槽更新

イ 機械・設備等保守委託業務関連

ウ 防火・防災体制の強化

エ 諸会議の運営

オ 職員研修の充実

カ 実習生等の受入れ

キ 労働安全衛生管理の充実（職員の健康管理）

② 事務関係

ア 諸規程の検討・整備

イ 平成27年度事業報告書の作成（冊子）

ウ 平成28年度事業計画書の作成（冊子）

エ 事務処理の合理化

③ 生活援助

（準ユニットケアを生かした“生活の場”作り）

ア ケアプランに基づく個別ケアの充実

イ 身体拘束・抑制廃止の徹底

ウ 家族及び関係機関との連携強化

エ 個人別排尿排便計画の充実

オ 居住環境の充実（臭い対策、デイルームの美化対策等）

カ 日用品の支給

④ 給食・栄養管理関係

ア 栄養ケア計画の作成と評価の充実

イ 食生活の充実（嗜好調査、行事食、利用者の健康状態に合わせた食事、適時適温での提供等の実施）

ウ 食品衛生法に基づく給食管理の遵守

エ 災害非常食の備蓄

⑤ 健康管理関係

ア 健康診断の実施（利用者・職員）

イ 食中毒の予防

ウ 褥瘡予防

エ 感染症の予防（インフルエンザ・疥癬・MRSA・結核・ウイルス肝炎・ノロウイルス等）
・予防対策強化月間の設置

オ 疾病（異常）の早期発見、早期診断等

⑥ 機能訓練

（ADL維持・向上又はQOL向上を図る）

ア 機能訓練指導員（マッサージ師）及び理学療法士・作業療法士による個別訓練・集団訓練等の実施

イ 療育音楽の実施

ウ アロマセラピーの充実

⑦地域社会との連携

- ア 小、中学校の総合学習の受入れ
- イ 近隣保育園とのふれあい交流
- ウ ボランティア活動の受入れ
- エ 消防協定を締結している町内会（横網町会、石原一丁目町会）との防災訓練

⑧利用料の実費徴収

- ア 理髪料
- イ 美容料
- ウ 医療費（医科分）
- エ 〃 （歯科分）
- オ 薬代
- カ 被服費
- キ 喫茶代
- ク ㊦電気製品使用電気代
- ケ ㊦利用者負担金引落手数料

⑨苦情相談関連の充実

⑩介護事故に対する安全管理体制の充実

⑪余暇活動（行事、クラブ等）の充実

⑫業務運営マニュアルの活用と見直し

⑬福祉サービス第三者受審

事業評価（3年に1回受審）、利用者調査（毎年実施）

⑭各種委員会活動の充実

⑮職員教育（研修）の体制整備

⑯情報収集

- ア 介護保険制度関係

イ 6事業（特養、ショート、デイ、地域包括、高齢者みまもり相談室、居宅介護）に関する情報

ウ その他

財源問題、契約問題、会計処理等

⑰各種実習生の受入

（介護福祉士養成学校実習、社会福祉士養成学校実習、ホームヘルパー実習、管理栄養士実習、教職員介護体験実習、人事院公務員研修実習、インターンシップ（職業体験）等）

平成28年度 老人短期入所事業サービス区分事業計画

I 短期入所生活介護

1 事業運営の基本方針

本事業は、施設サービス計画に基づき、要介護高齢者（要介護 1～5）等が安心して在宅で生活が続けられることを目指し、事業の特性を生かして、地域の要介護高齢者等やその介護者に貢献できるよう配慮しながら介護老人福祉施設に準じたサービスを提供していくこととする。

2. 事業実施計画

(1) 事業の通常対象地域

墨田区全域

(2) 対象者

要介護認定において、要介護 1～5 と認定された者

(3) 定員

介護老人福祉施設併設型 9床

空床型 10床

(4) 事業内容

介護老人福祉施設に準ずる

Ⅱ 介護予防短期入所生活介護

1. 事業運営の基本方針
 - (1) 利用者の心身機能の改善、環境調整等を通じて、利用者の自立を支援し、生活の質の向上に資するサービス提供を行うこととする。
 - (2) 利用者の意欲を高めるような適切な働きかけを行うこととする。
2. 事業実施計画
 - (1) 事業の対象地域
墨田区全域
 - (2) 対象者
要介護認定において要支援 1、要支援 2 と認定された者
 - (3) 定員
短期入所生活介護に準ずる
 - (4) 事業内容
短期入所生活介護に準ずる

平成 28 年度 老人デイサービスセンターサービス区分事業計画

I 通所介護（通常規模型）

1. 事業所運営の基本方針
 - (1) 要介護者等の心身の特性を踏まえて、その有する能力に応じた介護を行う。
 - (2) 事業の実施に当たっては、関係区、地域の保健・医療・福祉サービス、介護支援専門員との綿密な連携を図り、総合的なサービス提供に努めるものとする。
2. 事業等実施計画
 - (1) 事業の通常対象地域
墨田区全域
 - (2) 対象者
要介護認定において、要介護 1～5 と認定された者
要介護認定以前でも介護支援専門員が要介護と見込まれると判断された者
 - (3) 営業日及び営業時間
営業日 年中無休
営業時間 午前 8 時 00 分～午後 6 時 30 分
 - (4) 定員
1 日 35 名
＊（介護予防通所介護事業と合わせた定員）

- (5) サービスの提供時間帯及びサービス提供時間
 - 時間帯 午前9時00分～午後5時30分
 - 提供時間 3時間以上9時間未満
- (6) サービスの提供内容等
 - ① 通所介護計画の作成
 - ② 通所介護の実施
 - (基本サービス)
 - ア 身体介護に関すること
 - イ 食事に関すること
 - ウ アクティビティ・サービスに関すること
 - (レクリエーション、制作活動、音楽活動、行事的活動、生活リハビリ体操等)
 - エ 機能訓練に関すること
 - オ 送迎に関すること
 - (選択的サービス)
 - ア 入浴に関すること
 - イ 口腔機能向上に関すること
 - ③ 相談・苦情に関すること
- (7) サービスの評価について
 - ・デイサービス事業の支援効果について評価方法の研究
- (8) 施設・設備・備品整備
 - ・電気設備更新工事

Ⅱ 介護予防・生活支援サービス事業

1. 事業所運営の基本方針

- (1) 要支援者等の心身の特性に踏まえつつ、自立支援の観点に立った効果的・効率的なサービス提供体制を構築し、目標指向型のサービスを提供する。
- (2) 事業の実施に当たっては、関係区、地域の保健・医療、地域包括支援センター等との綿密な連携を図り、総合的なサービス提供に努めるものとする。

2. 事業等実施計画

- (1) 事業通常対象地域
 - 墨田区全域
- (2) 対象者
 - 要介護認定において、要支援1・要支援2と認定された者
 - または基本チェックリストでサービス事業対象者に該当した者
- (3) 営業日及び営業時間
 - 営業日 年中無休
 - 営業時間 午前8時00分～午後6時30分
- (4) 定員
 - 1日35名
 - * (通所介護事業と合わせた定員)
- (5) サービスの提供時間帯
 - 時間帯 午前9時00分～午後5時30分
- (6) サービスの提供内容
 - ① 介護予防・生活支援サービス計画の作成
 - ② 介護予防・生活支援サービスの実施
 - (基本サービス)
 - ア 身体介護等に関すること
 - イ 食事に関すること
 - ウ アクティビティに関すること

(レクリエーション、制作活動、音楽活動、行事的活動、生活リハビリ体操等)

エ 機能訓練に関すること

オ 送迎に関すること

カ 入浴に関すること

(選択的サービス)

ア 口腔機能向上に関すること

イ グループ活動に関すること

③ 介護予防・生活支援サービスの個別評価の実施

④ 相談・苦情に関すること

平成28年度 地域包括支援センターサービス区分事業計画

1. 事業概要

高齢者が、住み慣れた地域で尊厳ある生活を継続することができるよう、介護サービスのみならず、地域の保健・福祉・医療サービス等の多様なサービスを、高齢者の心身の状況の変化に応じて継続的・包括的に提供し、もって高齢者及び介護者等、地域住民の心身の健康の保持及び生活の安定並びに保健医療の向上及び福祉の増進を図る。

また、高齢者みまもり相談室との連携をより強化し、地域ネットワーク構築のための支援を継続する。

2. 事業実施計画

(1) 事業の実施

墨田区委託事業

(2) 事業の対象地域

墨田区 吾妻橋1～3丁目
東駒形1～4丁目
本所1～4丁目
横網1・2丁目
石原1～4丁目
亀沢1～4丁目

(3) 対象者

墨田区内の上記地域に在住の65歳以上の者であって、心身の虚弱、寝たきり、認知症等のため日常生活に支障があるもの若しくは要介護高齢者となるおそれのある高齢者又はその家族

(4) 業務曜日・時間等

月曜日から土曜日までの午前9時から午後6時まで

ただし、国民の祝日、年末年始を除く

緊急（虐待通報等）時は、24時間電話受け付け

(5) 職員の配置（介護予防・日常生活支援総合事業併任）

ア 正職員 4人→6人

（現 員）

- ・主任介護支援専門員 1人
- ・看護師 1人
- ・社会福祉士 1人
- ・介護支援専門員 1人

（人員体制充実のための増員）

- ・㊦介護支援専門員 1人（生活支援コーディネーター兼務）
- ・㊦認知症地域支援推進員 1人

イ 非常勤職員

- ・相談員 1人
- ・事務員 1人

(6) 事務所の移転（高齢者みまもり相談室も移転）

ホーム外に移転する。

（ホーム外移転の理由）

- ・既存事務所は狭隘で、職員増員分の執務スペースを確保出来ないこと
- ・6事業をホーム内で一体的に展開する長所も考えられるが、墨田区は今後もこの委託事業の充実強化を考えており、発展的な運営が期待できないこと

＜参考＞新たに事務所を移転するのは、8地域包括支援センターのうち4地域包括支援センター（同愛・なりひら・みどり・はなみずきの各センター）

(7) 事業の内容

「墨田区地域包括支援センター事業実施要綱」等に基づき事業を実施する。（抜粋）

介護予防・日常生活支援総合事業

地域の実情に応じて、住民等の多様な主体が参画し、多様なサービスを充実することにより、地域の支え合いの体制づくりを推進し、要支援者等に対する効果的かつ効率的な支援等を可能とすることを目指す。

ア 介護予防・生活支援サービス事業

- ア) サービス事業対象者への対応
- イ) 介護保険要支援認定者・認定非該当者への対応

イ 一般介護予防事業

- ア) 介護予防把握事業・介護予防普及啓発事業
- イ) 地域リハビリテーション活動支援事業
- ウ) 介護予防等出前講座
- エ) 地域介護予防活動支援事業

包括的支援事業

ア 総合相談支援業務

地域の高齢者が住み慣れた地域で安心してその人らしい生活を継続していくことができるよう、地域における関係者とのネットワークを構築するとともに、高齢者の心身の状況や生活の実態、必要な支援等を幅広く把握し、相談を受け、介護保険サービスにとどまらず、地域における保健・医療・福祉サービスの機関又は制度の利用につなげていく等の支援を行う。

また、高齢者からの相談に対応するため、区や社会福祉協議会、民間団体等が実施する保健福祉サービス及び介護保険サービス等に関する最新の情報を常に収集及び習得する。

- ア) 地域におけるネットワークの拡充
- イ) 実態把握
- ウ) 初期段階の相談対応及び専門的・継続的な相談支援
- エ) 高齢者の異変時の対応
- オ) 申請代行

イ 権利擁護業務

地域の住民、民生委員、介護支援専門員等の支援だけでは十分に問題が解決できない、適切なサービス等につながる方法が見つからない等の困難な状況にある高齢者が、地域において尊厳のある生活を維持し、安心して生活できるよう、専門的・継続的な視点から、高齢者の権利擁護のための必要な支援を行う。

ア) 成年後見制度の活用及び普及啓発

イ) 虐待への対応

ウ) 権利擁護に係る事例への対応

エ) 消費者被害の防止

オ) 虐待防止ネットワークの推進

ウ 包括的・継続的ケアマネジメント支援事業

高齢者が住み慣れた地域で暮らし続けることができるよう、高齢者の状況や変化に応じて行う包括的・継続的なケアマネジメントを通じて、地域において、主治医、介護支援専門員及び関係機関等との連携や、在宅と施設の連携等、多職種相互の連携や協働の体制作り及び介護支援専門員に対する支援等を行う。

ア) 包括的・継続的なケア体制の構築

イ) 介護支援専門員への支援

エ 在宅医療・介護連携推進事業

医療ニーズと介護ニーズを併せ持つ高齢者ができる限り住み慣れた地域で安心して住み続けられるよう、在宅医療と介護サービスを一体的に提供するため、在宅に関わる医療機関と介護保険事業者などの連携を推進するとともに、地域で安心して必要な医療や介護のサービスを利用できるよう適切な支援を行う。

ア) 在宅療養高齢者への支援

イ) 在宅医療・介護の連携の推進

ウ) 医療・介護・福祉の連携システムの構築

オ 生活支援体制整備事業

ア) 協議体への協力

カ 認知症総合支援事業

ア) 認知症地域支援・ケア向上事業

キ 地域包括ケア会議推進事業

ア) 地域包括ケア会議の開催

イ) 個別課題解決機能地域包括ケア会議の開催

ウ) 地域包括ケア推進会議への出席・協力

任意事業

ア 家族介護支援事業

介護している家族の身体的・精神的・経済的等の介護負担を軽減するため以下の事業を行うこと

ア) 認知症家族介護者教室の実施及び家族支援と連携のしくみづくり

イ) 認知症普及啓発事業

ウ) 男性介護者教室

エ) ケアカフェの運営支援

イ 福祉用具・住宅改修相談事業

ア) 福祉機器・用具

イ) 住宅改修

その他の事業

ア 各種事業への協力

イ 介護保険制度の普及啓発

ウ 緊急通報システムの設置勧奨

エ 地域に合わせた独自事業の実施

オ 各種会議・ワーキングへの出席

カ 日常生活圏域ニーズ調査

街なか体操教室

ア 事業内容 運動器の機能向上を中心に栄養改善、口腔機能向上、認知症予防等介護予防プログラムを総合的に実施

イ 対象者 地域の高齢者

ウ 実施回数 年20回

エ 実施時間 1回2時間

オ 定員 20名

平成28年度 高齢者みまもり相談室サービス区分事業計画

1. 事業概要

ひとり暮らし高齢者等が住み慣れた地域で安心して生活できるよう、その生活実態を把握し、地域からの孤立を防ぎ、地域の関係団体・機関等（町会・自治会・老人クラブ・民生委員等）と連携した高齢者の見守りシステムを構築するとともに、高齢者等からの相談を受けて問題解決に当たる。

また、地域の実態を把握し、地域特性や地域力を生かした地域のネットワークの充実と強化を図る。

2. 事業実施計画

（1）事業の実施

墨田区委託事業

（2）事業の対象地域

同愛地域包括支援センター区域

（3）対象者

おおむね65歳以上のひとり暮らし世帯の者、高齢者のみ世帯の者、日中独居の者

（4）業務曜日・時間

月曜日から金曜日までの午前9時から午後5時まで

ただし、国民の祝日、年末年始を除く

（5）職員の配置

ア 相談員（正職員）2名

イ 〃 （非常勤）1名

ウ 事務員（非常勤）1名

（6）事業の内容

「すみだ高齢者見守りネットワーク事業実施要綱」等に基づき事業を実施する。(抜粋)

- ア 高齢者の実態把握
- イ 福祉電話サービス事業の安否確認等
- ウ 地域との連携推進、地域包括支援ネットワークの構築
- エ 見守り協力員の活用
- オ 民間緊急通報システムの設置勧奨及び発報時の対応
- カ 高齢者の異変時の対応
- キ 高齢者向け情報誌の発行
- ク 認知症ケア推進事業
- ケ その他の事業
 - ア) 熱中症予防の注意呼びかけ
 - イ) 各種会議・ワーキングへの出席
 - ウ) 日常生活圏域ニーズ調査
 - エ) 生活支援コーディネーターの活動への協力
- コ 認知症サポーターの養成(「オレンジサポート事業」の実施)

平成28年度 居宅介護支援事業サービス区分事業計画

I 居宅介護支援事業

1. 事業運営の基本方針

- (1) 利用者の認定結果の介護度を踏まえ、心身の状況、また、その置かれている環境等により、利用者が可能な限り、在宅において日常生活を営むことができるよう、利用者の立場に立って援助を行う。
- (2) 保険者からの委託を受けて要介護・要支援認定訪問調査を行う。

2. 事業等実施計画

- (1) 事業の通常実施地域
 - 墨田区全域
- (2) 対象者
 - 要介護認定で、要介護1～5と認定された者
- (3) 営業日・営業時間
 - 月曜日から金曜日までの午前8時30分から午後5時まで
 - ただし、国民の祝日、年末年始を除く
- (4) 職員の配置
 - 介護支援専門員(正職員) 3名
- (5) サービスの提供内容等
 - ① 居宅サービス計画の作成
 - ② 居宅サービス事業者との連絡調整
 - ③ サービス実施状況の把握、評価

- ④ 利用者状況の把握
- ⑤ 給付管理
- ⑥ 要介護（支援）認定に対する協力
- ⑦ 相談業務

Ⅱ 受託事業

1. 介護予防・日常生活支援総合事業受託

地域包括支援センターからの業務委託を受け、介護予防・日常生活支援総合事業を行う。

対象者 要介護認定で要支援1～2と認定された者または基本チェックリストでサービス事業対象者に該当した者

2. 要介護・要支援認定訪問調査受託

保険者からの委託を受け、要介護・要支援認定調査を行う。